

第4節

SECTION 4

統合運用体制への移行

Defense of Japan

第2章

自衛隊の統合運用は、自衛隊の総合的かつ有効な運営を図るため、54（昭和29）年7月に陸・海・空幕僚長と統合幕僚会議議長で構成される統合幕僚会議（統幕）が設立されたことに始まり、時代の要請に応じて逐次その役割を広げてきた。しかし、実際に運用を行うにあたっては、各自衛隊がそれぞれの構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統幕が統合調整を行い対処するという「各自衛隊ごとの運用を基本」とする態勢をとってきたのが現状である¹。

一方、軍事科学技術や情報通信技術の発達、これらによる戦闘様相の変化、さらには多種多様な事態の発生や新たな脅威の出現による国民の自衛隊に対する期待の高まりなど、自衛隊を取り巻く環境は変化し、役割は拡大している。これら多様化する役割などに速やかに対応し、将来にわたり自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、平素から陸・海・空自衛隊を有機的かつ一体的に運用できる態勢が必要である。

このような問題意識から、防衛庁では、02（平成14）年4月、各幕僚長と統幕に対して「統合運用に関する検討」を行うよう長官指示を発出し、同年12月には、これまでの「各自衛隊ごとの運用を基本」とする態勢から「統合運用を基本」とする態勢へ移行することの必要性を整理し、「自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの防衛庁長官の補佐の一元化」などについての施策をとりまとめた成果報告書が提出された²。また、03（同15）年12月に閣議決定された「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」において、「現在の組織等を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。」こととされた。

そして、昨年12月に決定された新防衛大綱において、「統合運用に必要な中央組織を整備するとともに、教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立する。」とされ、また、同時に決定された新中期防においても、「統合運用を基本とする体制を強化するため、既存の組織等の見直し、効率化を図り、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編を行うほか、統合運用の成果を踏まえて、統合運用を実効的に行い得る組織等の在り方について、検討の上、必要な措置を講ずる。」とした。

これらを踏まえ、平成17年度末において、自衛隊の新たな統合運用の体制を整備することとしており、本節では、統合運用の必要性、平成17年度における事業などについて説明する。

1 統合運用体制強化の必要性

陸・海・空自衛隊の一体的運用による迅速かつ効果的な対応

(1) 自衛隊の有機的な連携

わが国に対する侵略事態などに対処する場合、各自衛隊は、同一の作戦地域において立体的な展開や迅速な機動を行うにもかかわらず、現行の運用態勢では、各自衛隊がそれぞれの作戦構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統合調整を行って対処することとなっている。このような態勢は、迅速性、適時性の観点から問題があり、平素から、統合の視点から企画・立案した作戦構想に基づいて、自衛隊が有機的に連携し、迅速か

1) 2以上の自衛隊を統合運用する場合、長官の補佐は統幕による統合調整によって行われる。統幕は合意を基本とするため、統合調整においては、各自衛隊ごとの作戦構想を整合させて一定の合意に達するまでの調整に時間を要し、結果として長官に対する迅速な補佐に支障をきたすおそれがあるとともに、事態の推移に応じてその都度相互に調整が必要となることから自衛隊の行う作戦全般が適切に行われないおそれがある。

2) 『「統合運用に関する検討」成果報告書』
<http://www.jda.go.jp/join/folder/seikahoukoku/cyouhoukoku.pdf>

つ効果的に任務を遂行し得る統合運用の態勢を確立しておくことが必要である。

(2) 進展する軍事科学技術の活用

陸・海・空自衛隊が一体となり、迅速かつ効果的に任務を遂行するためには、各自衛隊が情報を同時に共有し、かつ一元的な指揮を行うことが必要不可欠である。軍事科学技術の進展、特に情報通信技術の進歩は、これらを可能にするばかりでなく、作戦の進展速度を増大させるとともに、作戦を複雑化させている。

このような作戦環境下においては、情報通信技術を駆使し得るか否かが作戦の成否を左右することとなり、自衛隊の運用にあたって進展する軍事科学技術を最大限に活用するためにも、統合運用の態勢を整備することが必要である。

軍事専門的見地からの長官の補佐の一元化

自衛隊の運用に際しては、内部部局が主として政策的見地から、各幕僚長と統幕が主として軍事専門的見地から、自衛隊に対する長官の指揮監督を補佐している。

現行の運用態勢では、各幕僚長と統幕がそれぞれの軍事専門的見地から長官を補佐するため、場合によっては、異なる状況認識と作戦方針に基づいて長官を補佐する者が複数存在することも考えられ、迅速かつ効果的な事態対処に支障を来すおそれがある。

このような問題点を解消し、内部部局の行う政策的見地からの補佐との密接な連携を保持する観点からも、あらゆる事態への対処に際し、軍事専門的見地からの補佐を一元化することが必要である。



インドネシアに派遣される輸送艦「くにさき」
甲板上で整列する陸自隊員と海自隊員

日米安全保障体制の実効性の向上

日米安保体制を基調としているわが国にとって、自衛隊と米軍との連携は重要であり、米軍との共同作戦を円滑に行うことによりその実効性をさらに向上させることが求められている。

しかし、現行の運用態勢では、自衛隊が統合軍である米軍と共同作戦を実施する場合、米軍が1人の指揮官の下、4軍が同一の作戦構想の下で行動するのに対し、自衛隊の行動は、各自衛隊がそれぞれの作戦構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統合調整を行って対処することとなっている。

このため、自衛隊の運用の態勢を統合運用の態勢とし、自衛隊と米軍がそれぞれ統合の視点から企画・立案した作戦構想に基づき共同して対処し得る態勢を構築することが必要である。

2 新たな統合運用体制の整備

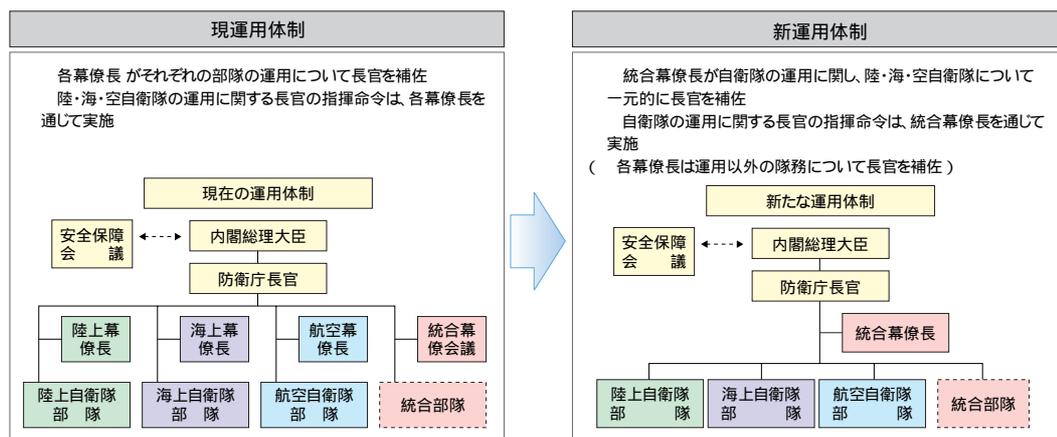
新たな統合運用体制の考え方

新たな安全保障環境の下、新たな脅威や多様な事態に迅速かつ効果的に対応することができるよう、各自衛隊を一体的、有機的に運用する統合運用体制を強化するため、既存の組織などを見直し、効率化を図り、平成17年度末に防衛庁長官の補佐機構として統

合幕僚監部を新設するなど、必要な体制を整備することとしている。

先に述べたとおり、現状において、各自衛隊の運用は、各自衛隊がそれぞれの運用構想に基づいて個別に行動し、必要に応じて統合調整を行い対処することが基本であり、各自衛隊の運用に関する長官の補佐も基本的に各幕僚長により個別に行い、各自衛隊の運用に関する長官の指揮命令についても、各幕僚長を通じて行ってきた。

統合運用の強化



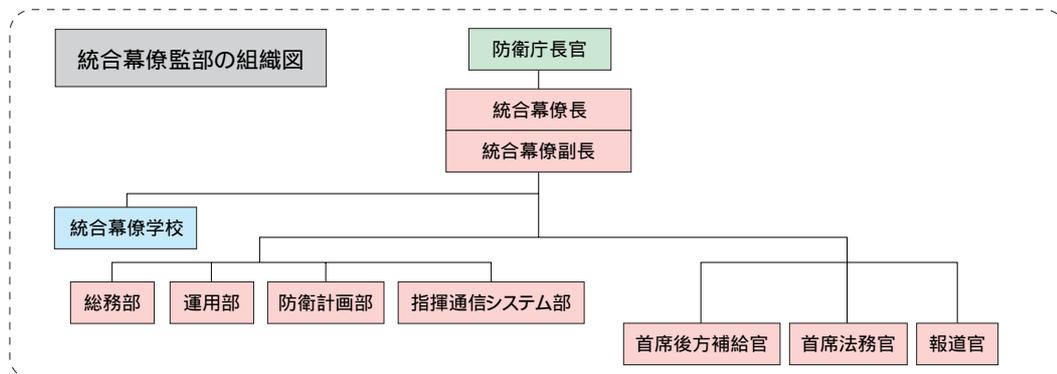
新たな体制においては、新設する統合幕僚監部の長たる統合幕僚長が、陸・海・空自衛隊を含めた統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの長官の補佐を一元的に行うこととし、また、自衛隊の運用に関する長官の指揮は統合幕僚長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は統合幕僚長が執行することとしている。すなわち、新体制下では、防衛出動や治安出動、国際緊急援助活動をはじめとした陸・海・空自衛隊の全ての運用に関し、統合幕僚長が軍事専門的見地からの長官補佐を一元的に行うことになる。また、事態が発生した際、たとえ単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合（例：陸上自衛隊の部隊のみを運用する場合）であっても、当該部隊の運用に関する長官の指揮命令は、統合幕僚長を通じて行うこととなる。

統合幕僚監部の新設など

上述のとおり、既存の組織などを見直し、効率化を図り、平成17年度末に統合幕僚監部の新設などを行うこととしている。

統合幕僚監部の概要

自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの一元的な長官の補佐機関として、統合幕僚監部を新設。これに伴い、統合幕僚会議及び同事務局を廃止。



各部、各官の名称はすべて仮称で、変更の可能性がある。

統合幕僚監部は、陸・海・空幕僚監部から移管・集約する各自衛隊の運用に関する機能を担い、これに対し、陸・海・空幕僚監部は、教育訓練、人事、防衛力整備などの機能を引き続き保持することとなる。すなわち、統合幕僚監部が部隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕僚監部が部隊を造成する機能を担うこととなる。

3 統合運用体制への移行に伴うその他の体制の整備

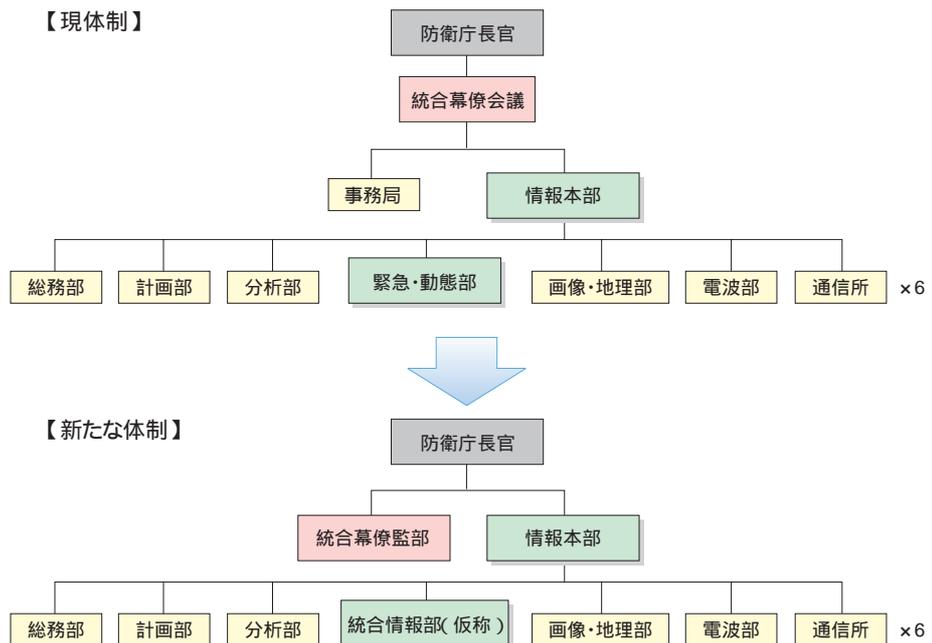
情報本部の長官直轄化など

17年度末の統合運用体制への移行に伴い、現在、統合幕僚会議の下に設置されている情報本部を、庁内各機関に対する情報支援機能を広範かつ総合的に実施し得る「庁の中央情報機関」としての地位・役割を明確にするため長官の直轄組織にするとともに、自衛隊の運用に直接必要となる情報機能などを集約して効率的に保持するため情報本部に統合情報部（仮称）を新設する。

(1) 情報本部の長官直轄化の考え方

予測困難で複雑かつ多様な安全保障環境の下において、防衛力が多様な段階・局面において適切に機能するためには、高度な情報能力の保有とその十分な活用が不可欠であり、防衛庁の情報部門においても、全体の視点からのより広範な情報の収集、広く庁内各機関のニーズを踏まえたより高度な分析、防衛庁長官に対するより迅速・的確・直接の報告といった機能を強化することが必要となっている。このため、情報本部を長官直轄の特別の機関とし、また、広範かつ総合的に情報の収集・分析が行えるようその所掌事務を定めることにより、防衛庁長官に対して迅速・的確・直接に報告し得る「防衛庁の中央情報機関」としての地位・役割を明確にすることが必要と判断した。

情報本部の長官直轄組織への改編及び統合情報部(仮称)の新設



(2) 統合情報部（仮称）の新設

17年度末の統合運用体制への移行に伴い、防衛庁の情報部門においては、これまで陸・海・空各幕僚監部がそれぞれ保持してきた自衛隊の運用を直接支援する情報機能について、集約・整理した上で、最も効果的・効率的な方法で保持していく必要がある。

その際、情報本部が長官直轄化され、庁内各機関に対する情報支援機能を実施する「庁の中央情報機関」としての地位・役割を与えられたこと、自衛隊の運用に必要な情報は極めて広範であり、こうした広範な情報機能を情報本部が保持していること、これまでも、統合運用に対する情報支援については、情報本部が担うことになっていたことなどを踏まえれば、自衛隊の運用に必要な情報の支援機能についても、情報本部の中に保持することが最も効果的・効率的である。このため、自衛隊の運用に必要な情報を集約整理するといった情報の支援機能などに着目して、情報機能を整理・統合することなどにより、緊急・動態部を廃止して、統合情報部（仮称）を新設することとした。

指揮通信能力などの強化

統合運用や国際平和協力活動などに自衛隊が適切に対応するためには、確実な指揮命令と迅速な情報共有の確保が重要である。このような活動範囲の広がりや迅速な運用に対応するため、内外の優れた情報通信技術を利用したより広範・機動的な情報通信態勢を構築することとしている¹⁾。

1) 5章1節4 (p306) 参照

その他

上述した事業以外にも、統合演習の実施など教育訓練体制の強化のほか、自衛隊の司令部組織のあり方や統合運用に伴う装備等の効率化の必要性などについては、新たな統合運用体制の整備がなされた後に統合運用の実績などを検討していくこととし、その上で、必要な措置を講ずることとしている。